

【後援・共催名義使用承認の審査に際しての基準】

《後援》

◎N I Cの後援の対象となる行事は、次の項目にすべて該当する必要があります。

申請される前にご確認ください。

（行事の目的・内容）

- ・ 市民レベルの国際協力・国際交流、多文化共生の推進である。
- ・ 営利目的ではない。
- ・ 目的・内容が明確である。
- ・ 資金計画が明確である。

（行事の対象）

- ・ 市民一般である（N I Cが特に必要と認めるものを除く）。

（開催場所）

- ・ 名古屋を中心とした中部一円地域である。

（主催者）

- ・ 団体の存在及び責任の所在が明確である。

◎ 次の項目のいずれかに該当するものは、後援の対象となりません。

- ・ 名義使用承認申請中において虚偽の記載事項があるもの
- ・ 特定の宗教活動・政治活動に関するもの
- ・ 特定の団体の利害に著しい影響を及ぼすもの
- ・ 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- ・ 参加費の金額が著しく妥当性を欠くもの
- ・ 後援をすることよりのN I Cの中立性が損なわれ、市民に当該行事に対する誤った理解を抱かせるおそれがあるもの

《共催》

N I Cの共催の対象となる行事は、後援の基準を満たしているものでかつ次の項目のいずれかに該当する必要があります。

- ・ N I Cの方向性、事業方針に合致するもの
- ・ 企画段階からN I Cが関わり、N I Cの意思が反映されているもの
- ・ 公共性の強いもの
- ・ 民間の交流団体の育成として支援する必要があるもの
- ・ N I Cが支援することにより人材育成の面で効果が期待できるもの
- ・ N I Cが単独で行うよりも効果的に行事实施が可能なもの

計画変更の届け出

申請後、事業計画等に変更が生じた場合は、速やかにN I Cに届け出てください。

承認の取り消しについて

後援又は共催名義の使用を承認した行事が次の項目に該当する場合は、後援又は共催名義使用承認を取り消します。取り消しによって生じた損害については、N I Cは責任を負いません。

- ・ 虚偽その他不適正な申請があったとき
- ・ 行事の実施の見込みがないとき
- ・ 『N I Cの後援・共催の使用承認に関する規程』の趣旨に違反したとき
- ・ その他後援又は共催名義の使用承認を取り消すことが適当と認められるとき